

## 空調機器保守点検業務仕様書

施設名 桑名北部老人福祉センター 桑名市大字下深谷部4960-10

機種

別紙一覧表参照

保守義務の内容

- 1) 保守は、3回おこなうものとする。
- 2) 実施日については、甲、乙協議の上決定する。
- 3) 保守内容は、次の通りとする。

	予定月
(イ) 冷房開始時の運転確認	6 月
(ロ) 暖房開始時の運転確認	11月
(ハ) 暖房終期の検査設備	3 月

保守作業は次の通りとする。

- 1) 運転開始時の作業
  - (イ) 試運転調整
  - (ロ) サイクル及び冷媒漏れ点検
  - (ハ) 保護装置動作調整
  - (ニ) 送風機用電動機及び軸受の点検
  - (ホ) 送風機用ベルト張り調整
  - (ヘ) 機械本体及びエアフィルターの清掃
  
- 2) 運転終了時の作業
  - (イ) サイクル及び冷媒洩れ点検
  - (ロ) 凝縮器点検
  - (ハ) 機械本体及びエアフィルターの清掃

緊急その他不測の事態に対応のこと。

契約期間

契約締結日から2023年3月31日までとする。